平成２１年（フ）第６３２号
福岡県中間市中鶴１丁目２番１号
債務者　下田　直美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６３３号
福岡県中間市中鶴１丁目２番１号
債務者　下田　功
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１６６号
神奈川県三浦市城山町３番７号
債務者　高橋　幸弘
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第６６５号
北九州市小倉北区泉台１丁目16番33号
債務者　小池　佳代（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６７９号
北九州市八幡西区楠橋南１丁目11番18号
債務者　大出　稔
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６９４号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東３丁目３番26号
債務者　後藤謙二郎
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第５２１号
青森市浪館前田４丁目８番３号、破産手続開始申立時の住所青森市妙見３丁目５番２号
債務者　藤田　悦蔵
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５２２号
青森市浪館前田４丁目８番３号、破産手続開始申立時の住所青森市妙見３丁目５番２号
債務者　藤田　久代
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５２３号
青森市浪館前田４丁目８番３号、破産手続開始申立時の住所青森市妙見３丁目５番２号
債務者　藤田　竜二
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
青森県弘前市大字浜の町西１丁目５番地５
コーワハイツＤ－１号
債務者　成田　真澄
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１７３号
青森県弘前市大字大開３丁目15番地11　シンフォニーＣ棟
債務者　兼田　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１７５号
青森県弘前市大字撫牛子３丁目７番地６
債務者　赤石由美子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１８２号
青森県青森市浪岡大字浪岡字稲村186番地１
債務者　阿部　圭司（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１８３号
青森県弘前市大字小金崎字村元61番地
債務者　佐藤　清昭
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１８６号
青森県弘前市大字城東中央３丁目10番地１
城東みゆき荘７号
債務者　棟方　寿
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２１号
神奈川県横須賀市若宮台11番４号
債務者　清塚　清美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１５７号
神奈川県横須賀市大津町１丁目19番31号　ＲＡＲＡ京急大津102
債務者　石渡　久美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１５５７号
名古屋市熱田区六番３丁目５番３号　ベレーサ六番町1003号
債務者　岡田　隆史
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部